

知っておきたい年金のこと

「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」

「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」とは

「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」は、その年中に納めた国民年金保険料の納付額を証明する書類です。国民年金保険料について、年末調整や確定申告の際に「社会保険料控除」の適用を受ける場合には、この「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」や領収証書(追加で納めた保険料がある場合)を申告書に添付することなどが義務づけられています。

社会保険料控除とは

社会保険料控除とは、自分自身の社会保険料(国民年金、国民健康保険、健康保険・厚生年金保険など)を納めたとき、あるいは配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を納めたときに受けられる所得控除のことをいいます。配偶者や家族の負担すべき国民年金保険料を納めたときは、納めた人がその保険料額を申告できます。

申告できる金額は、年間に納めた社会保険料の金額です。

なお、年末調整の申告では、給与から天引きされた社会保険料(健康保険・厚生年金保険など)は、事業所で一括して計算されますので、自

分自身で申告書に記入する必要はありません。事業所が把握することができない、国民年金、国民健康保険などの社会保険料を申告書に記載します。

「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」 送付時期

「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」は、毎年11月上旬または翌年の2月上旬のいずれかに送付されます。

11月上旬に発送される人は、その年の1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納めた実績がある人です。

また、翌年の2月上旬に発送される人は、11月発送の対象とはならなかった人で、10月1日から12月31日までに国民年金の保険料を納めた人となります。

控除証明書専用ダイヤル

「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」に対するお問合せは、次の控除証明書専用ダイヤルで受け付けています。

★控除証明書専用ダイヤル(平成25年11月1日から平成26年3月15日まで)

電話 0570・070・117

※一般電話・公衆電話から市内通話料金で利用できます。

保健福祉課戸籍担当
電話 56・2123



1月1日は固定資産税および住民税の賦課期日となる大事な基準日です

固定資産税は、基準日である1月1日に土地、家屋、償却資産(これらを称して「固定資産」といいます。)を所有している人に課せられる税です。固定資産の所有に変更がある場合や、家屋の新築・増築・取り壊し等がありましたらご連絡ください。

また、償却資産(事業用資産)の所有者は地方税法の規定により申告が必要です。平成25年中の異動を申告するための書類を発送しますので、平成26年1月31日までに提出をお願いします。平成24年12月から電子申告(eLTAxIIエルタックス)で償却資産の申告を受け付けることができるようになりますので、ご利用ください。

平成26年度の住民税は、平成25年1月1日～12月31日の収入に対して、平成26年1月1日に住民基本台帳に登録されている市町村で課せられます。給与収入を得ている方は、所属する事業所へ住民基本台帳に登録されている住所を申告し、確定申告が必要な方は、申告書の住所欄に住民基本台帳に登録されている住所を記載します。

正しい住民登録をお願いします

住民基本台帳には、氏名、住所、生年月日、世帯主との続柄などが記録され、国民健康保険や医療費など各種行政サービスの基礎として活用されています。行政サービスの確実な受けのために、引越など居住場所に変更があった場合(行政区の変更も含む)や、実際に住んでいるところに住民登録をしていない方は、速やかに住民登録の届出をしてください。法律では異動のあった日から14日以内に届出をすることとなっております。住民基本台帳への正しい登録をお願いします。

◆住民登録に関するお問い合わせは◆

保健福祉課戸籍担当

56・2123

◆税に関するお問い合わせは◆

総務課税務担当

56・2125





第27回防火啓蒙ゲートボール大会開催！ 平成25年度秋季火災予防運動の実施 ～全国統一防火標語～ 『消すまでは 心の警報 ONのまま』

平成25年10月15日から31日までの17日間、秋の全道火災予防運動が実施されました。当支署では初日に行われた消防防火パレードをはじめ、防火対象物の立入検査、自衛消防訓練、高齢者への防火訪問などを実施し、地域住民の防火意識の向上を図りました。

また、今年で27回目を迎える防火啓蒙ゲートボール大会を同月25日に開催しました。あいにくの天候により屋内での開催となりましたが、15名のゲートボール愛好者が集まり、リーグ戦による試合が行われました。熱戦の末、今年は『つじチーム』が優勝の栄冠に輝きました。

これから冬に向かい寒くなっていきますが、暖房機器等の取扱いや体調管理には十分気をつけて長い冬期を乗り越えましょう。

自分の地域は自分で守る！
詳細は庶務係まで
電話56・21119
消防団員募集!!

救急出場状況 (10月分)

急病	2件	(2人)
一般負傷	4件	(4人)
交通事故	2件	(2人)
その他	1件	(1人)
10月計	9件	(9人)
累計	123件	(115人)

※ ()内は搬送人員

富良野広域連合 富良野消防署占冠支署 ☎56-2119

薄暮時間帯は要注意！

【運転者の方へ！】

薄暮の時間帯が急激に早くなっています。特に雪や曇りの日は暗くなるのが早く、横断する歩行者などの発見が遅れがちになります。速度を控えて、しっかり前を見て安全運転をしましょう！

【歩行者の方へ！】

薄暮の時間帯、あなたの姿は周りの景色と同化し、運転者が気づきにくくなっています。横断する前、車が来ていないかしっかりと確認し、横断中も近く車に注意しましょう！

高速道路のルールを守りましょう！

- 非分離の片側1車線道路走行中は、追い越しはできません。(路肩走行は違反です。追い越し区間を利用しましょう。)
- 高速走行中の急ハンドルはさげましょう。
- 高速道路は駐停車禁止です。故障などやむを得ない場合は、停止表示機材を後方に置き、二次事故防止を図りましょう。

交通安全

SAFTY DRIVE

村民の願いです
続けよう交通事故死 0 の日
平成19年2月21日から

2465日

SS 平成25年11月20日現在

上川管内交通事故発生状況 (平成25年11月7日現在)

発生数		前年対比
人身事故	439件	-46件
死者	4人	-1人
傷者	520人	-82人

※交通事故は、決して他人事ではありません。

安心安全コンクール作品を総合センター、トマム支所に掲示しました。ご応募ありがとうございました。



死亡事故死ゼロ2500日達成に向けて
12月25日に交通事故死ゼロ2500日が達成されます。運転意識・運転間隔を冬モードに切り替え、慣れた道でも油断することのないよう、車の運転には注意をしましょう！